

所得税の確定申告、市・道民税の申告

2月16日(木)～3月15日(木)

場所		日時
市役所	第1会議室(3階)	2月16日(木)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く。
	税務グループ (1階6番窓口)	2月26日(日)・3月4日(日)
鷺別公民館		2月27日(月)～29日(水)
婦人センター		3月5日(月)・6日(火)
登別温泉ふれあいセンター		3月2日(金)

9時～11時30分
13時～16時30分

※事業所得などの確定申告は受け付けません。
※所得税の還付申告は税務グループと室蘭税務署で受け付けています。



確定申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で簡単に作成することができます。
また、送付や電子申告(e-Tax)でも提出できます。

申告が必要な方

市内に住所のある方は、原則として所得税の確定申告または市・道民税の申告をする必要があります。

申告が不要な方

- 給与収入のみ(年末調整済み)で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
 - 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ※所得税が追徴となる場合、申告は必要ありません。
※所得税の還付を受けるため、住民税の適正な賦課のために確定申告をすることができます。

電話で申告ができる方

次の方は、税務グループにご連絡ください。

- 平成23年中の収入が無かった方
- 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
- 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

忘れずにご連絡ください

医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度)の保険料(料)の算定や市が行う医療助成の受給者証交付などに影響があります。

申告に必要なもの

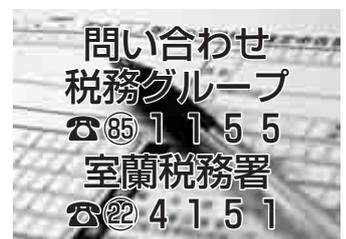
- 申告する方の印鑑(朱肉を使うもの)
- 平成23年中の収入金額を証明する書類(原本)
 - ・ 給与所得、公的年金の源泉徴収票
 - ・ 報酬や料金などの額の証明書類(支払調書など)
 - ・ 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
 - ・ 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
 - ・ 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類
- 平成23年中の社会保険料などの支払いの証明書類
 - ・ 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の納付確認書(はがき)または領収書
 - ・ 介護保険料の領収書
 - ・ 国民年金保険料控除証明書または領収書
 - ・ 健康保険料(任意継続)の領収書
 - ・ 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
- 配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類(源泉徴収票など)
- 医療費控除を受ける方は、平成23年中に支払った医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保険金

- (高額療養費、入院給付金など)の金額が分かるもの
- ※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』(税務グループに備え付け)などに医療費の内訳と合計額を記載し持参してください。
- 住宅借入金等特別控除を受ける方(平成23年中に入居した方)
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 家屋の登記簿謄本の写し
 - ・ 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
 - ・ 土地の登記簿謄本や売買契約書の写し
- ※敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ。
 - ・ 金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
 - ・ 建築士から交付された増改築等工事証明書
- ※家屋の増改築の場合のみ。
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- 所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

平成11年～18年、平成21年～23年入居の方

所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれない場合、翌年度の市・道民税の所得割額より控除できる場合があります。平成22年度より『住宅借入金等特別控除額申告書』の提出が不要となりましたので、一部の方を除いては申請の必要はありません。申請が必要な方には、市からご連絡します。



所得税の確定申告、市・道民税の申告

広報のぼりべつ2012年2月号